

2008/06/14

京阪経済研究会@兵庫県立大学・神戸キャンパス

W. ペイリーと J. プリーストリ：神学的功利主義に関する一考察
(ver. 6.6)

松本哲人

兵庫県立大学経済学研究科

E-mail: priestley.joseph@hotmail.com

1. はじめに

「私はそれら[ペイリーの著作]を読み、非常に大きな満足を得た。」プリーストリ (Joseph Priestley, 1733-1804) はペイリー (William Paley, 1743-1805) の『キリスト教の証 *Evidences of Christianity*』を読み、このようにリンゼイ (Theophilus Lindsey, 1723-1808) に手紙を宛てている。ペイリーは同著の中でキリスト教の不信仰心を非難していた。プリーストリはそのようなペイリーの態度に共感し、賞賛を表明している。そして、ペイリーの著作から影響を受け、プリーストリは「不信心の原因についての観察を拡大」することを宣言している¹。最終的にその考察は、『不信心の増加についての観察 *Observations on the Increase of Infidelity*』に結実したのであった²。

なるほど、彼らはともにキリスト教であった。だが、プリーストリはユニテリアンであったし、ペイリーはイングランド国教派であった。ユニテリアンとは、プロテスタントの一派であり、三位一体の教義を認めず、神を唯一なりとし、キリストの神性を否定し、キリストを宗教的に偉大なメッセンジャーとして見なす立場である。三位一体 *Trinity* とは、創造主としての父なる神、贖罪者キリストとして世に現れた子なる神、信仰経験に顕示された神聖なる神が唯一なる神の三つのペルソナであるという説を指す。ユニテリアンという名称は、この三位一体 (トリニティ) 説を拒否し、唯一体 (ユニティ) 説を信奉したことに由来している³。他方、イングランド国教会は、1534 年、イングランド国王ヘンリー 8 世のローマ教皇支配から分離、独立によって成立した。イングランド国王の教皇権を認め

¹ Priestley[1832], p.294-296. (以下、引用[]内は筆者による挿入である)

² その著作の中でプリーストリは、ペイリーの著作を人々が乱用していると非難しながらもペイリーの著作そのものは賞賛している。「ペイリー氏のような理性的で素晴らしいキリスト教の擁護は、・・・ほとんど少数の人々によってしか読まれなかったし、いくつかのキリスト教の真実を制限するためにしか用いられなかった。」 Priestley[1797b], p.41-42.

³ Priestley[1815], p.189.

ないが、イングランド国王を唯一の首長とする。また、主教、司祭、執事の職位を順守し、様々なプロテスタントの中でもっともローマ教会に近い宗派である⁴。

このような宗派の違いは二人のキャリアに大きな相違をもたらした。当時、イングランド国内には、イングランド国教会に属さない非国教徒を制限する様々な法律があった。これらの法律の制定、施行の目的は、ローマ・カトリック教徒と反三位一体論者の排除であった⁵。その中でもっとも有名な法律は、審査・自治体法であった。審査法 *Test Act* とは、1673年に施行され、国教徒以外の人物が公職に就くことを禁止した法律である。自治体法 *Corporation Act* とは、1661年に施行され、国教会以外の人物が地方自治体の官職に就くことを禁止した法律であり、これらの法律は、1828年まで維持された。また、審査法は非国教徒がオックスフォードやケンブリッジといった国立大学に入学することを認めなかった。それゆえ、プリーストリは、非国教徒の高等教育機関であるアカデミーに進学し、複数のアカデミーで教鞭をとることとなるのである。他方、ペイリーは、ケンブリッジを卒業し、その後、その場で教鞭をとることとなるのである。このようにプリーストリとペイリーは、宗教的に同調する場面もあったが、属していた宗派や経歴はまったく異なっていた。

本論の目的は、そのような背景を持つ二人の思想の同質性および異質性について考察することである。議論の手続きは以下の通りである。第2節においては、両者のキリスト教思想の類似性を明らかにする。第3節および第4節は、救貧および所有に対して両者が持っていた思想を明らかにすることにより、両者の立場の違いを明確化する。

2. 神学的功利主義者

神学的功利主義とは、幸福を増進する行動が善であり、その逆が悪であるとして、幸福を増進すること自体が、神の啓示や神の意思に従うことであり、それによって最大の幸福が得られるという考え方を指す⁶。すなわち、宗教（キリスト教）信仰と幸福を密接に結びつけたのであった。現在の複雑な功利主義の体系化と異なり、神学的功利主義においては、「最大多数の最大幸福」をどのように達成するのかということが問題であった⁷。神学的功利主義に関する先行研究の中で、スカールの研究は示唆に富む。スカールによれば、この系譜は、リチャード・カンバーランド (Richard Cumberland, 1631 - 1718)、ジョン・ゲイ (John Gay, 1685 - 1732)、プリーストリ、ペイリーと流れる功利主義の伝統を指す。

⁴ キリスト教の宗派の相違については、八木谷涼子[2001]が詳細かつ平易に論じている。

⁵ see Dickinson[1977], p.84 (翻訳、82頁)。

⁶ 松永俊男[1996]においても類似した定義が行われている (48頁)。

⁷ センによれば、現代の功利主義は、「厚生主義 *welfarism*」、「効用の総和」、「結果主義 *consequentialism*」の三つの基本的な条件の組み合わせである (Sen[1987], p.39. 翻訳 66-67頁)。

スカールは、「全般的な幸福を育むことが、神によって私たちに課された義務である」ということをカンバーランドおよびゲイが述べており、そのような考えの「18世紀後期のもっとも重要な防衛者」としてプリーストリとペイリーを位置づけている⁸。他方、ベンサム功利主義は「世俗的」すなわち非神学的功利主義としてこの伝統と区別されている⁹。以下、本節ではプリーストリとペイリーの神学的功利主義体系の類似性に議論を限定し、彼らの神学的功利主義体系の概観を論じることとする¹⁰。

2. 1 プリーストリ

プリーストリは、他人を愛し、助けるという人間の気質を「社会的原理」と見なしている¹¹。この社会的原理は、人を次の二つの行動原理へと導く。

「自然の光によれば、人間行動に関しては、二つの正当かつ独立した原理以上のものは何もない。一つは、神の意志に対する服従であり、もう一つは私たちの現実の幸福への考慮である。なぜなら、他者の幸福に対する考慮である別の規範は、正確に言って、神の意志への考慮と一致している。私たちが神の意志について知っていることのすべては、自然の光によれば、彼の被造物が幸せになるべきであり、それゆえ、お互いの幸福に貢献すべきであるという彼の願望である¹²。」

プリーストリはこれらの行動原理が衝突しないとも考えていた。

「なぜなら、私たちは社会的な存在として作られている。だから、彼がこれらの感情を育て、その行為を追及したとき、あらゆる人々は最も効果的に彼自身の幸福をあたえるし、それと同時に最も著しく彼が結びついているこれらの福利に導くからである¹³。」

⁸ Scarre[1995],p.60. 久保田顕二[2005] (135 - 137 頁) によれば「神学的功利主義とは、ゲイ、タッカー[(Abraham Tucker, 1705 - 1774)]、ペイリーらに代表される初期形態の功利主義であり、「宗教的信仰を前提とした功利説」を指す。そして、その特徴として久保田顕二は2つの点を強調する。すなわち、「彼らが、何が徳であるかの決定に際しては神の権威に訴えていながらも、それと同時に、人間本性を利己的なものとみなして」いるということ、および、「一般規則」というものに注目し、その意義を強調していることである。・・・一般規則を重視するとは、行為から生ずる「結果」を、一回ごとの個別的な行為に即して問題にするのではなく、一般的な規則の遵守に即して問題にする、ということである。」

⁹ 同じような整理は Waterman[2004]にも見られるが、Waterman は「神学的功利主義者」の登場人物としてペイリーについての考察だけを行っており、その特徴として、神学的功利主義は「その正当性を聖書の中に発見した」とだけ論じている (p.6)。

¹⁰ 神学的功利主義と世俗的功利主義 (その中でも特にペイリーとベンサム) の対立関係については、Crimmins[1989]が詳しく論じている。

¹¹ Priestley[1772 - 1774], p.43.

¹² Priestley[1772 - 1774], p.25.

¹³ Priestley[1772 - 1774], p.27.

人間は、自分たちを幸福にするように行動しなければならないのである。そのような行動は神からも是認される原理である。

プリーストリによれば、神は、「私たちを幸福にするために私たちを作った」のである。だが、それは利己的に自分の幸福を追求したり、他人の幸福を無視したりすることではない。

「神の善性は、全般的なものであり、偏見のないものである。その結果、彼はあらゆる個人の幸福よりも全体の幸福を好むに違いない。だから、他人の幸福を犠牲にして、私たちが私たちの利益を考慮に入れることは彼の喜びであるはずがない。それゆえ、分離した個人としてではなく、社会の構成員として私たちを考えれば、私たちが考慮しなければならない他の目的は、全体としての、私たちの同胞および人類の繁栄である¹⁴。」

プリーストリによれば、神の道徳的命令は、全体の幸福を促進するための功利主義的指針として要約されることができるのである。

プリーストリは、現世と来世の幸福を明確に区別している。プリーストリによれば、現世における最上の「幸福」は、神を愛する心および隣人愛、すなわち最高度の慈愛心の発揮として定義される。それは、『マタイ書』第 22 章 37 節「心をつくし、精神をつくし、思いをつくして、主なるあなたの神を愛せよ」および 39 節「自分を愛するようにあなたの隣人を愛せよ」を引用する形で定義されている。このような幸福をプリーストリは「もっとも完全な幸福の状態」とであると論じ、また、「もっとも強固かつ永続的な幸福」であり、もっとも「実用性 practical uses」があり¹⁵、実際に生活する際のすばらしい規範であると論じている。「この教義は、非常に優れた実用性を持ち合わせており、直接的には、生活の偉大な規範と幸福の起源を指し示すものである¹⁶。」

他方、プリーストリは、現世とは別に、来世で達成することができる幸福として、以下の三点を聖書から引き出している。すなわち①休息状態、②無限かつ絶対的な幸福、③栄光の状態である¹⁷。正しい行為を通して、徳の報奨を得た人々だけであり、来世において

¹⁴ Priestley[1772 - 1774], p.26 - 27.

¹⁵ Priestley[1787b], p.134-135, p.121.

¹⁶ Priestley[1787b], p.140.

¹⁷ Priestley [1772-1774], p.347-348.

来世での状態に関する聖書からの引用は以下の通りである。(以下、文章内「/」は改行を示している)

①主にあって死ぬ死人は幸いである。しかり、彼らはその労苦を解かれて休み、その御業は彼らについていく(『ヨハネの黙示録』第 14 章第 13 節)。

②彼らはもはや飢えることがなく、渇くこともない。太陽も炎暑も、彼らを浸すことがない。/ 御座の正面にいます子羊は、彼らの牧者となって、命の水の泉に導いてくださるであろう。また神は、彼らの目から涙をことごとくぬぐいにとって下さるであろう(同上、第 7 章第 16 - 17 節)。

また御座から大きな声が叫ぶのを聞いた、「見よ、神の幕屋が人とともにあり、神

天国 Heaven に導彼、これらの幸福を享受することができる。他方、正しくない邪悪な行為を行ってきた人々は、悪徳という刑罰を受け、地獄 Hell へと導彼、これらの幸福を享受することはできない¹⁸。さらに、プリーストリは、現世での幸福に導く正しい行為の結果生じる徳が、来世にそのまま持ち越されるものと理解していた。この来世の幸福に関しては聖書でしか知ることはできないけれども、現世における幸福は、「理性と観察により確認する¹⁹」ことができる。すなわち、神が人間に与えた理性を行使して、神が作り出した自然法を確認することにより、現世で達成可能な幸福を理解することができ、そのような幸福に近づくことができるのである。

このように、プリーストリは全宇宙が慈悲深い摂理によって管理された調和のとれた構造物、言い換えれば神により作り上げられた道徳的秩序が存在する構造物であると認識していた。すなわち、この世界は機械的な自然の法則と、神が人間に与えている道徳的な法則によって支配されている世界とみなしていたのであった。また、これらの法則は、慈悲深い神により、すべての被造物の幸福を促進するために創出され、その法則を認識するために理性を人間は行使しなければならず、それにより人間は幸福に近づくことができるのである²⁰。そのような人間の行動を通して、「より大きな幸福 a greater sum of happiness がより多数の人々 a greater number²¹」にもたらされるだろうとプリーストリは結論を下しているのである。

2. 2 ペイリー

以上のようなプリーストリの議論と同じように、ペイリーもまた主に『道徳・政治哲学原理』において神学的功利主義論を展開している。『道徳・政治哲学原理』は長年、ケンブリッジ大学で道徳哲学の教科書として用いられていたことでよく知られている²²。

が人と共にあり、神が人と共に住み、人は神の民となり、神自ら人と共にいまして、/ 人の目から涙をすべてぬぐいとって下さる。もはや、死もなく、悲しみも、叫びも痛みもない。先のが、すでに過ぎ去ったからである」(同上、第 21 章第 3 - 4 節)。

③多くの者が地の塵の中の眠りから目覚める。ある者は永遠の生命に入り、/ ある者は永遠に続く恥と憎悪の的となる。目覚めた人々は大空の空のように輝き/ 多くの者の救いとなった人々は、/ とこしえに星と輝く (『ダニエル書』第 12 節第 2 - 3 章)。

そのとき正しい人々は、その父の国で太陽のように輝く (『マタイ書』第 13 章第 43 節)。

¹⁸ Priestley[1772-1774],p.28, p.348.

¹⁹ Priestley[1787b], p.142.

²⁰ also see Canovan[1984].

²¹ Priestley[1772-1774], p.18.

²² 『道徳・政治哲学原理』は、6 編 88 章からなる大著である。以下、編別構成を列挙しておく。(橋本比登志[1989]を参照した)

第一編「予備的考察」法、倫理などに関する 7 章。

ペイリーによれば、「自然の光」に導かれる神の意思は、「全体的な幸福を促進ないし減少させる行為の傾向」を探求することにより、理解することができるようになる。その研究により「全能の神 God Almighty が彼の被造物の幸福を望み、願い、結果的に、その望みや願いを促進する行為が神に一致するに違いないと確信するように向けさせている。その反対もしかりである。・・・この確信は私たちの全ての制度の基盤である²³」とペイリーは結論を下している。

ペイリーはその主張の経験主義的な証拠を、「神の慈愛心」という節で詳細かつ批判的に論じている。

「苦痛と病気を引き起こすように意図されている組織体の制度を今まで、解剖学者は見つけられなかった。今までそれは、肉体の一部を説明するときに論じられた。これはいらだちや激憤を引き起こす、この管 duct は腎臓へ尿砂を運んでいる、この腺 gland は痛風を引き起こす液 humour を分泌している、などである。もし偶然に、彼が用途を知らない一部を理解すれば、それが役立たないと彼はいうことができるだろう。不便を生じさせていることや、悩ませていること、困らせていることがそこにあるというのを今まで誰も疑わなかった²⁴。」

神が世界に作り出したそれぞれの仕掛けは、被造物を傷つけるために作り出されたものではない。上でのペイリーの議論は「否定 negative」が前提としてあった²⁵。すなわち、悪そのものは神が作り出した目的ではなく、全ての自然現象は、被造物の幸福を促進するために有用な目的を持っているということがその「否定」の背景にはあったのである。ペイリーは、全ての事物を作り出した神が慈悲深い存在であると見なしていた。だから、このように主張することができた。

ペイリーは道徳的徳を「神の意思に従い、永続的な幸福のために、人類にとって良いことをすること」と定義している。その定義は、道徳的生活の主題（「人類の善」）、規則（「神

第二編「道徳的義務」契約、権利などに関する 11 章。

第三編「相関的義務」

第一部「確定的な相関的義務」私有財産権、労働契約、誓約、遺言などに関する 23 章

第二部「未確定な相関的義務とその違反について」仁愛、怒り、復讐、血統、訴訟、感謝、中傷などに関する 12 章。

第三部「結婚制度に由来する相関的義務およびその違反について」結婚制度、姦通、誘惑、近親相姦、重婚、離婚、親の義務と権利、子の義務などに関する 11 章。

第四編「自己に対する義務」自己防衛、飲酒、自殺に関する 3 章。

第五編「神に対する義務」祈り、礼拝、聖日に関する 9 章。

第六編「政治学概論」政府、政治形態、経済、立法、司法、軍隊などに関する 12 章。

²³ Paley[1785], p.39.

²⁴ Paley[1785], p.41.

²⁵ LeMahieu[1976], p.122.

の意志) および動機(「永続的な幸福」)を包含していた。その中でもペイリーは、「幸福」に対してより厳密な定義を付け加えている。

ペイリーは、幸福を四つの単語で定義した。第一は、人間の慈愛心の観念を必要とする「至福 *felicity*」である。第二に、生活の重要な目的を追求し、全ての人々がその目的に対して活力と能力を捧げることである。ペイリーによれば、人は生活する上で個々人、特別な何かをもたなければならない。ペイリーが「耐えられない精神の不在」を嫌っていたことからそのことは看取することができる。ここからペイリーの幸福の第三の定義である「習慣の分別ある構成」が導き出される。目標に達したとき人々は、様々な享樂のために日々の予定を注意深く調整するだろう。「その利点は、習慣とともにあり、その習慣は、それからの逸脱という点で放縦を容認する²⁶。」しかしながら、健康でなければその目的に達することができない。それゆえにペイリーは第四の定義として健康であることとした。

このように、幸福は、自ら進んで、自己実現するという基準によって生活することに本質がある。個々人は、自分が「満足を得ることができる誓約²⁷」を選択する責任を負っているのである。

「これには二つのことを必要とする。つまり、目的の選択において私たちの機会に適応される判断と、その判断が目的の選択を行ったとき、快樂を手段へと変容させることができるような想像力の行使である。その後、目的は私たちが達成すればすぐに忘れられるであろう²⁸。」

神は自然現象を特別な目的とともに作り上げた。しかしながら、個々人は、生活する中で自分がなすべきことを選択する責任を負っている。神が観察可能なメカニズムへと自然を変容させたのと同じように、個々人は自らの才能と限界を見極め、自分の選択した目的を達成する責任を負っていたのであった²⁹。

ペイリーによれば、キリスト教は「彼の目の前に最高の重要性をもつ対象を永続的に持っている。・・・その追求は、(その他の追求はそのように言われぬが)彼の人生の最後

²⁶ Paley[1785], p.22.

²⁷ ペイリーは幸福を定義する際、「誓約 *engagement*」の概念を強調している。「誓約」の概念は様々なところで持ち出される。

「人間の満足の偉大な原理は誓約である。」(c.w. 5:349)

「今、どこで・・・生活の満足が少しでもあるのか。人間本性を観察している人々はもっとも厳密にある声とともにあなたに言うだろう。それは、運動と休息の連続、何らかの追求においてそれらに関心を持つ私たちの能力の骨折り、そして、そのような骨折りの後のこれらの能力の反応にその本質がある。」(c.w. 7:132)

²⁸ Paley[1785], p.21.

²⁹ LeMahieu[1976], p.119-120.

まで継続する³⁰。」それは現世だけにとどまらず、来世にも密接に関係していた。「さらにその永続的な無上の幸福 bliss は、忠実な支持者が、微妙な変化にもかかわらず、快樂を留め、増大する最良の望みを与えるよう保証」することをペイリーは意図していたのである³¹。

道徳的徳の定義からも明らかなように、ペイリーにとって、利己心と社会は衝突するよりもむしろ一致した。人は、来世での天国における幸福を達成し、地獄の苦難を避けるという利己的な目的のために、結果的に現世で共通善を実現しようと非利己的に貢献するのである。神学的な枠組みの中で人々が「最大多数の最大幸福」を達成することがペイリーの意図したことであった。したがって、ペイリーは、後に神学的功利主義者と呼ばれたのである。

3. 救貧思想

ペイリーとプリーストリの両者は、神学的功利主義という共通する思想的基盤をもちながらも、現実の政策課題に直面したとき、彼らの立場は非常に異なる。一般的に、ペイリーは保守主義者とみなされ、プリーストリは急進主義者とみなされているという事実がそのことを顕著に現している。それが非常に際立った形で姿を表すのは、彼らの救貧法に対する議論においてである。

救貧法の議論はエリザベス 1 世の時代にまでさかのぼる。1601 年のエリザベス救貧法案は、失業者の雇用、子どもに対する教育、虚弱な人々に対する救済と労働が可能であるにも関わらず働かない人々に対する懲罰を提唱していた。しかしながら、王侯の権威の凋落、教区による貧民救済の放棄が 17 世紀を通しておこった。そこで、1722 年に救貧法が法案化された。その救貧法は、教区のワークハウス建設および貧民がワークハウスに入ることを拒んだ場合には救済をする必要がないことを容認したが、教区はワークハウス建設を放棄し、貧民救済はなおざりになった。そのような背景の下、18 世紀後半の小ピットの時代には貧民を救済するために様々な提案がなされた³²。

また、渡會勝義によれば、「18 世紀後半から 19 世紀前半にかけて産業革命の進展とともに富の急激な増加があった。」富の急激な増加は、その一方で、困窮の増加をもたらし、救貧税の増大をもたらした。その中でも特にリカードゥとマルサスは、「救貧税の急増を背景として同時に困窮の問題を取り上げ、解決策を迫及した」人物としてよく取り上げられる。よく知られているようにリカードゥとマルサスは救貧法の撤廃を論じた。対照的にペイリ

³⁰ Paley[1785], p.21.

³¹ LeMahieu[1976], p.120.

³² see Cowherd[1977], p.1-2.

一は救貧法の擁護論を展開していた³³。このように救貧法に対する個々人の議論の背景には、慈善に対する考えの相違があった。本節では、ペイリーとプリーストリの慈善観およびそこから引き出される救貧法に対する態度を明らかにする。

3. 1 プリーストリ

プリーストリは救貧税に対して強力に批判した。なぜなら、富者に対して救貧税を支払うよう義務付けることは、個人の慈善行為を妨げることになるからである。

「貧民が公的扶助を得る権利を取得するようになったとき、貧民がそれまで生計を立てていた慈善は、それ以後排斥された。それにより、自らの所有を持ち出して施しを行なう人がいなくなった³⁴。」

プリーストリは、個人の慈善行為は与える者と与えられる者両者の道徳的改良を促す効果があり、これだけが貧民救済の唯一許される方法だと考えていた。救貧税に基づく政府による無制限な援助は、貧民を無思慮にし、贅沢を奨励し、企業心と自助を妨げることになる。貧民は最終的に現在のことにしか興味を示さなくなるので、野獣よりも低い状態に陥ってしまう³⁵。

「もし、貧困の状態にあるあらゆる人々が、どのような手段によっても、生存のために普通の蓄えを持つという要求が認められれば、単なる生存手段以上のあらゆるものに興味を持っていないほとんどの人 [の状況] は、無思慮になるであろう。というのは、彼らは、法律が彼らのために行う準備により、確かな財源を持っていると知ようになるので、もっとも過度な方法で手に入れることができるあらゆるものに金を費やすからである。貧民に対してなされる準備が大きくなればなるほど、貧民はよりその準備に乗じるようになるであろう。それは、もし、人々は労働なしに生活することができれば、一般的に労働に従わないだろうというのと同じである。このように、人は本来、動物の中で最も先見の明があるのだが、そうではない人は、動物すべての中でもっとも無思慮である。先見の明をもつ機会がないので、彼は、現在のことしか考えていないし、それゆえに、野獣の状態よりも低い状態になっている³⁶。」

それゆえに政府は干渉しないことが望ましい。

「もし、・・・政府が貧民問題に何ら干渉しなかったならば、おそらくそれはよりよい

³³ 渡會勝義[2008], 156 頁。しかしながら、リカードゥ、マルサスとペイリー、プリーストリが言及している「救貧法」制度には相違があることも注意が必要である。前者は「スピーナムランド制度」を考察対象としており、後者はそれ以前を議論の対象としているからである。

³⁴ Priestley[1768], p.85.

³⁵ Kramnick[1977]もまた、このようなプリーストリの救貧思想を強調している (p.14)。

³⁶ Priestley[1803], p.226.

状態になるであろう³⁷。」

法律により救済を準備した場合、勤勉な人物であるほど、その法律からの援助を断るだろうし、「怠惰な人、ずうずうしい人、やかましく要求して騒ぐ人は、その救済を得るだろう」とプリーストリは考えた。

「もし、法律によって貧民のための準備がなされなかったならば、もっとも真に救済に値する人たちは、彼らが今、行っているよりも早く、親切な人々の慈善によって救済されることを見出すであろう³⁸。」

しかしながら、プリーストリの救貧案は国家介入の絶対的な放棄をうたったものではなかった。プリーストリは公教育および友愛協会の二つの制度を通して貧民を救済しようとした。プリーストリはこのような側面からある程度の国家介入を容認したのであった。個人の慈善に絶対的な優越をおきながらも、プリーストリは現実的に妥協する必要があったのである。

プリーストリは、勤勉な労働者を作り出すために貧民に読み書きを教えるという公教育制度が必要であると考えた。永井義雄によれば、プリーストリの教育論は、「名誉革命体制の一定の成果として生み出される科学と産業の新しい段階を反映して、新しい産業化時代の新しい近代的人間像と近代的教育観とを必要としているという認識にたっていた」のである³⁹。このようなプリーストリの教育論の概観は、貧民教育に対しても適用された。

プリーストリが公教育制度を支持した理由は、貧民の勤労精神を喚起し、彼らをより精神的、金銭的に独立させることができると考えたからであった。

「何らかの公的予防策によってすべての貧民が読み書きを教えられるべきと望むことは素晴らしいことである。それは、彼らの精神を改良し、貧民を彼らの現在の状態よりも尊敬すべき野望の影響下に置くだろうし、勤勉の精神を刺激することを可能にし、それによって彼らが独立するのに貢献するのである。下層階級の人々が少しでも読み書きできるこの国の一部においては、尊敬の念と勤勉の精神が常に存在する。そして、他者の負担となることなしに彼らの状況はますますよくなっている。他方、すべての人々が読み書きできない場所においては、彼らの精神は、低く、粗野であり、彼らはほとんど勤勉ないし経済力をもたないし、他者によって支えられているという恥の念を感じないし、彼らは暴力によって奪うほどの大胆さをしばしば持っていないとしても、機会があればいつでも盗んでしまう用意があるだろう⁴⁰。」

プリーストリは分業の進展が教育をますます必要とするであろうという現状認識から、スコットランドや北アメリカの教区学校制度を賞賛している。「スコットランドや北アメリ

³⁷ Priestley[1803], p.226.

³⁸ Priestley[1803], p.226.

³⁹ 永井義雄[1983]、290頁。プリーストリは、貧民以外に対しては、家庭教育と学校教育を両立させる案を提示していた（永井義雄[1983]、292-294頁。）。

⁴⁰ Priestley[1787a], p.319.

カにある教区学校の賢明な設立は、全ての一般人が読書し、そのほとんどの人々が書いたり、計算したりすることを可能にしている。」なぜなら、「人々は学問 letters の知識や、読書によって自分自身を改良する機会をもたなかったならば、機械にすぎなくなるであろう」からである⁴¹。

プリーストリはイングランド国教会が、貧民を教育せず、ますます貧民を増加させているし、また、その責任から逃れていると考えていた。1790年のパンフレットにおいてプリーストリは、イングランド国教会に支払われる基金のいくらかが、貧民教育に用いられるべきであると提案した。

「もし政府がすべての貧民に対して読み書きを教えるような予防策を行えば、それはよりよくなるまいだろうか。この手段によって彼らが文明化と自ら今何が欠けているかを判断する能力を獲得したとき、自らが判断することができないものを強制的に課されるよりも、彼らは自分たちのために宗教を選択するだろう。全般的な知識を伝達する計画は、・・・彼らに宗教を教える場合の10分の1の費用で済むであろう⁴²。」

プリーストリはまた、友愛協会のさらなる拡大により勤労貧民を救済しようと試みた。カノヴァンによれば、労働者階級の中から自発的に生じた友愛協会は、「一週間の貢献の見返りとして病気や高齢の人に対して保証を与える」組織である。「これらの協会は、その地方税 rates に課された負担金を減少させ、下層階級での儉約精神を助長したので」、当時の中上流階級から「人気を博していた。そして、[当時の]多くの著述家たちは、全ての労働者が国民保険制度の先駆けである公的な友愛協会に強制的に加入すべきであると論じていた。個人の事業主は、時々、自分たちでその組織を作った⁴³。」

プリーストリは1787年に『勤労貧民を奨励する協会の重要性』をアイロン・メーカーであるウィルキンソンの依頼により出版した。この著作のイントロダクションでプリーストリは、貧民問題に関して簡潔に論じている。

「貧民はどのような状態にあろうとも扶養されることを確信している。それ以上のことを貧民は今まで期待してこなかったし、自分たちにために努力する十分な動機を持ち合わせていなかった⁴⁴。」

だから、貧民は「未来の欠乏」を予測せず、思慮に欠ける行為にふけるようになるのである。

「もし、彼らが臨時収入を手に入れれば、ビアホールでその収入を浪費する。ビアホールで彼らは悪習を手に入れ、お互いにあらゆる種類の悪徳と放蕩さをしばしば奨励

⁴¹ Priestley[1803], p.223-224.

⁴² Priestley[1790], p.290 (強調はプリーストリによる) .

⁴³ Canovan[1983], p.31.

⁴⁴ Priestley[1787a], p.315.

するのである⁴⁵。」

プリーストリは貧民がこのような行為を行う動機が生得的に存在するのではなく、貧民が救貧法の庇護下におかれているので人為的に作り出されたとみなしていた。救貧法が貧民から希望と不安の両方を奪っているのである。もし、貧民がこのような状況にあれば、みずからをよりよくしようとは思わないだろう。その上、教区による救済が存在するのだから、彼が思慮深く行動しなかったとしても何ら罰せられることはないのである。これらの状況は奴隷の場合と同じように、「明らかな自然の摂理の経過」に反する。プリーストリによれば、このような状態に置彼ないように、人は将来に備えて考え、責任を持って行為する義務を負っているのである。

プリーストリは、友愛協会設立案を容認しながらも、それは妥協の産物であるとみなしていた。プリーストリは、貧民救済は富者の慈善行為に任せるべきということがいちばんよりよいと考えていたからである。「事物の自然的状況において、個人の博愛心は、容易かつ喜んで予見されることができない欠乏の救済を引き受けるだろう。そして、貧者と富者の両者は、ほぼ平等に快適かつ幸福」になることができるからである⁴⁶。

また、プリーストリは現状の社会を次のようにみなしていた。

「勤勉にしているあらゆる人々の関心を目に見えるものにする[必要がある]。そして、あらゆる人々に、勤勉に比例して彼と彼の家族の状況がある程度よりよくする見込みを与える。・・・なぜなら、大部分の勤労貧民は、このような行為を行なうことに対して非常に大きなあきらめをもっているので、未来について非常に無関心である。その結果、よりよい見込みは、勤勉と経済をより刺激するであろう⁴⁷。」

それゆえに、貧民が未来について関心を持つことができるように、貧民の給与を強制的に徴収し、未来で配分することは道徳的にも経済的にもプリーストリは容認していた。しかしながら、その案は、貧民がみずからの未来のために貯蓄しておくということが主眼であり、全国民強制加入の国民保険制度とは異なる性質のものである。プリーストリはそのような法が国家によって整備され、貧民が未来に対して展望を開くことができるような社会制度を作り上げるべきであると考えていたのであった⁴⁸。これは、プリーストリが社会改良を成し遂げるために快く、国家の介入を容認した典型的なケースである。

3. 2 ペイリー

ペイリーによれば、慈善とは「劣る人 *inferiors* の幸福を増進すること」である。「優れ

⁴⁵ Priestley[1787a], p.315.

⁴⁶ Priestley[1787a], p.316.

⁴⁷ Priestley[1787a], p.316.

⁴⁸ Priestley[1787a], p.318. also see Fitzpatrick[2007], p.126.

た人 **superiors**」は、劣る人を救済する義務を負っている。その義務は、神の意図 - 全ての人々の生存の保証と幸福の増大 - に適っている。だから、人は神の意思に従わなければならない。そして、実際に優れた人は劣る人に対して、「適切な行為」を施し、劣る人の幸福を促進する必要がある⁴⁹。

ペイリーは、その「適切な行為」を三種類に分けて議論する。第一に、優れた人が劣る人物を雇用することである。この場合、優れた人とは、富者であり、劣る人とは貧者を指す。富者は貧者に労働を提供する。しかしながら、富者は彼らが作り出したものを分配しているに過ぎないのであって、貧者により富者が養われているというのが事実なのである。貧者、富者の両者は「利益 **benefits**」により影響を受けるのだから、富者は貧者に「進んで報いることは当然」である。また、幸福の総量を下げないためにも、優れた人は、劣る人に対して以下の三つの行為をしてはいけない。

- 「1. 単なる支配に対する愛ときまぐれから不必要な労働ないし監禁を課すこと。
2. 辛辣、軽蔑ないし侮辱的な言葉によって召使い **servants** を侮辱すること。
3. 彼らに何ら害のない快樂さえ与えないこと。」

ペイリーによれば、これらの行為は、自然法に合致する。「もしそのことが実際にはそうでないならば、まさにそのことは説明できない自然法であるだろう」とペイリーは論じるのである⁵⁰。

第二に、「専門的な援助 **professional assistance**」による救済である。ここでペイリーが念頭においていたのは、「立法 [国会議員]、行政 [治安判事]、医療、法律、聖職」の専門家であった。ペイリーによれば、貧民は法律により保護される必要があるし、現行の救貧法でその目的を達することができるのである。

「富者は自分自身を世話することができるという明白な理由から、貧民の保護は、全ての法律の最も重要な対象でなければならない。/無力な人々の救済や勤労貧民の保護や励ましに対して、この国の法律によって、様々なことが行なわれてきたし、行なわれるであろう⁵¹。」

すなわち、ペイリーは救貧法に対して強力に擁護しているし、維持されるべきであるということを明白にしているのである。ペイリーは国会議員がこのような救貧法を吟味した上で作り上げたことそのものが慈善の行為であると論じる。実際に慈善行為を行なうのは、国会議員を除く専門家たちによってなされるのである。

ペイリーによれば、治安判事は、「非常に穏健な教育を受け、・・・救貧法について多くのことを学び、家族の緊急事態と勤勉から期待することができるものを憶測することができるように労働と食糧の価格に関する知識を備えている」ので財産を貧民に分け与えるこ

⁴⁹ Paley[1785], p.133

⁵⁰ Paley [1785], p.134-135 (Book3, Part2, chapter2).

⁵¹ Paley[1785], p.138.

とができるであろう。この際、ペイリーが用いる「家族」という用語は、単一家計という意味での「家族」というよりもむしろ一つの教区として考えることが救貧法の実際の規定から妥当である。医者は、「全ての私的な職業の中で最も少ない費用で最大の善を行なうことができる。全ての人にとっても貴重であるが、貧者にとって健康は非常に貴重」だからである。法律家は、貧者の権利を擁護するために必要であり、訴訟費用をかけないで「論争を調停する十分な判断力を持っている。」ある貧者が、訴訟で勝ち、現金を手に入れたとき、法律家は貧者に対して「それを浪費しないように法にのっとって防」がねばならない。また、法律家は、適切な助言により、「大変な困窮の中から軽率さと無知を防止」し、「圧制による強奪ないし迫害から貧者を守る」という慈善行為を通して貧民の幸福に貢献することができる。聖職者は、「人類の下層階級の中で、彼らの行為を規制したり、彼らの心を満たすためのなにかを行なう」ことにより、下層階級の人たちが自分たちにふさわしい生活を送るよう配慮することができるのである⁵²。

そして、第三に、「金銭的な施し pecuniary bounty」である。ペイリーによれば、「貧民に救済を注ぐ義務」を人は持っているのである。ペイリーはここで、創造主の英知と被造物に対する哀れみの感情に導かれて慈善が人々の中に生まれることを論じている。

「衝動であろうが、習慣であろうが、神が定めたものは実際には私たちの本性に備わっている。そして、定められた最終的な原因は、同胞の同情において哀れな人に対して施しを与えることである。すなわちそれは、神が予言したような所有権の分配のあらゆる一般規則の下で、多数の人々がさらされるに違いない不平等や苦難を救済することである⁵³。」

全ての土地は、一人の個人ないし国家により所有されていたのではなく、かつては共有地であった。しかしながら、ペイリーは、初期キリスト教の原始共産主義的な考えを「模倣の前例」とみなしていなかった。このような極端な考えに走らなくても、貧民を救う手立てを模索していたのであった。特にペイリーは「人々が貧民に物を与えることを免れるための口実」に激怒し、12の一般的な弁明それぞれに対して非難を表明している。例えば、「貧民は私たちが想像している以上に苦しんでいない、教育と習慣は彼らの境遇の悪と一致しているという」口実に対して、ペイリーは憤慨して応答した。「習慣によって人間本性が寒さ、飢え、渇きといった極端な状態になれることは決してない。それは手で真っ赤な鉄に触れることができないのと同じである。」ペイリーは現実を批判し、「自尊心、上品さ、優雅さ、安らぎに対する愛から、世界の半分の人々は、残りの半分の人々がこうむっているものを観察しないようにしている」と論じたのであった⁵⁴。

⁵² Paley[1785], p.138-140.

⁵³ Paley[1785], p.141.

⁵⁴ Paley[1785], p.140-149 (Book3 part2 chapter5).

4. 私的所有

プリーストリとペイリーの両者の慈善観（貧民救済の思想観）は、彼らの所有に対する態度から導かれている。両者はともにジョン・ロックの所有概念を積極的ないし否定的に継承していた。ロックによれば、所有は本来、自然法により制限されていたが、貨幣が発明されることにより個人の無限所有および所有の不平等が認められた⁵⁵。プリーストリはロックの後者の立場にたち、ペイリーは前者の立場にたっていた。

4. 1 プリーストリ

プリーストリはよく知られているようにロックの忠実な継承者であった。それはプリーストリ自身も自認していた。プリーストリは『政府の第一原理に関する一論』で以下のよう論じている。

わたくしは人間にとって価値のある問題を基礎付けた。そしてまた、ロック氏やこの問題について以前に論じてきた他の人々よりも広範かつ、より確固として、人間についての最も価値のある諸関心のいくつかを基礎付けた⁵⁶。

この引用からわかるように、プリーストリはロックから人間研究の基礎的な考えを受け継いでいたことがわかる⁵⁷。

プリーストリの所有に対する考えも、ロックを非常に意識している。プリーストリは、著書の中で所有について単独で論じておらず、断片的に論じているに過ぎない。しなしながら、プリーストリが提示していた所有思想は、経済の進展を強力に後押しする道具として用いられることができた。

プリーストリは所有権をロックと同じように自然権と見なした。プリーストリによれば、

⁵⁵ 「ロックの展開した自然状態における貨幣使用の暗黙の同意の理論は、・・・労働による所有の自然権を無制限蓄積の自然権にまで転化せしめるための媒体ないし補完物としての性格をもつものであった」。(田中正司[2005]、309-310頁)「ロックの所有論は、万人の「労働による所有権」という平等原則から出発しながら、不平等を正当化する「富裕化の論理」を提示しているのである。」(see 生越利昭[1991]、第3章、特に163頁。)また、ロックの所有の「自然法」制限とは、①充分性条件(「財産獲得以前と同様に[それ以後も]、隣人には多くの良いまた十分な財産の余地があったに違いない」、Locke[1690]、§36)、②使用制限(「所有権について前述したのと同じ法則、すなわち各人は自分の利用しうるだけのものをもつべしという法則が、今日なお通用している」、Ibid、§36)、③腐敗ないし滅失制限(「彼が使用する前に果実が腐ったり、鹿の肉が腐敗したりするならば、彼は万人に共通な自然の法に違反したのであり、処罰されなければならない」、Ibid、§37)、④耕作制限(「同じ基準が土地の所有にも通用した。・・・このようにして初めカインは自分の耕作し得るだけの土地をとり、それを自分の土地としてもよかった。」、Ibid、§38)である。

⁵⁶ Priestley [1768]、p. 3.

⁵⁷ この詳しい解説は半澤孝麿 [1961] を見よ。

自然権とは「人々が生まれながらにもっている生命、自由、所有といったしばしば自然的と称されている利点ないし権利⁵⁸」であり、その中でも所有権は、「社会全体の善への考慮に基づき⁵⁹」く権利である。もし所有の安全が確保されれば、農業と製造業はともに繁栄するだろう。そうでなければ、土地は改良されないだろうし、「人々は所有が安全であるという確証がなければ、最低限度の生活以上のものを獲得する努力をしなくなるであろう⁶⁰。」

プリーストリは、私的所有権を人々が平等に保持した結果の財産の不平等を正当化し、共同所有的な発想を完全に拒絶した。

「私たちの敵[反民主主義者]は、民主主義によって、私たちが無政府や混乱の状態、暴徒による統治、全ての所有の平等を意味しているとあなた方に言うだろう⁶¹。」

このようにプリーストリは明確に「所有の平等」を拒絶している。

別のところでは - 貧しい移住者のために慈善を要求していたアメリカのフィラデルフィアで行なわれた説教において - 、プリーストリは明確に財産の不平等を正当化する議論を展開している。

「それ[貧しい移住者に対する慈善]は、神の素晴らしい計画に同意している。神の摂理は、現世を私たち全ての修練の場と賢明にも定めているし、人々の改良のためのこの修練の制度としての平等な英知において、人に対して非常に大きな有用性を作り出している。この理由によって、ある人は富者になり、別の人は貧者になる。ある人は物知りになり、別の人は無知になる。また、ある人は強くなり、別の人は弱くなる。神 Supreme Being、すなわち、私たち共通の親は、一つのものに対して偏愛を示していない。神の意図は明らかにこれらの利益がその集団そのものによってより平等に分配されるべきであるということである。なぜなら、それが神によって直接行なわれるよりもよりよい結果を持つだろうからである。/ それゆえに富者は摂理の賢明な制度を反映しているので、彼らは余剰物に対して完全に排他的な権利を持っていると提案すべきではない。・・・私たち共通の親はこの不平等を定めたとき、はるかにより過度な見方を採用していた。ある人が他人により頼って生活することは、この大きな部分の全ての部分、すなわち、より厳密な結びつきを強めることとおなじである⁶²。」

この節は一見すれば、所有の不平等を攻撃しているように思われるだろう。しかしながら、プリーストリは慈善は個人の施しに限定されるべきであるという議論からもわかるように、平等な分配すらも個人に委ねられていると考えることが妥当である。プリーストリはこの一節において、アメリカに移住直後のため財産がない貧民に対して慈善を行い、初期状態

⁵⁸ Priestley[1791], p.167.

⁵⁹ Priestley[1768], p.26.

⁶⁰ Priestley[1803], p.307. also see Priestley[1768], p.37-38, Priestley[1803], p.228, and Mudroch[2001] (especially p.75).

⁶¹ Priestley[1801], p.121.

⁶² Priestley[1797a], p.501.

を平等にすることは「神の摂理」に一致しているので正当化できるということであった。

プリーストリの要求は、権利の平等であって、結果の平等ではなかった。それゆえに、所有権もまた平等に享受することができるような制度を作り出すよう求めた。プリーストリアメリカにおいてそのような制度は既に出来上がっており、賞賛に値する国家として取り扱っている。

「民主主義によって私たちは暴徒ではなく人民の政府を意味しているのとおなじように、平等によって私たちは、所有を獲得し、維持する権利と力の平等を意味しているのである。その平等は、この国 [アメリカ] において現実に存在している⁶³。」

また、プリーストリによれば、個人が私有財産をどのように取り扱おうとも、他者や国家から干渉されるべきではないし、そのような制度が整備されるべきである。

「所有の安全な占有だけでなく安全な移転は、私たちが社会から引き出している特権である。だが、この特権がどの程度、拡大されるかは政治家の中での問題である。全ての人々は、自分が生きている間、所有の完全な処分権を持つべきであるということは、決して反論されない⁶⁴。」

そのような整備がなされたとき、所有に対するインセンティブが生じ、経済と勤勉を刺激する作用を持ちえるのである。

「所有の占有が、それ [平等な法によって十分に与えられる現実の利益] に付け加えられた特権を持つとき、勤勉と経済に対する動機として働くだろう⁶⁵。」

そして、このようなプリーストリの所有思想は彼の労働観と結びついたとき、資本主義の強力な原動力を構成するのである。プリーストリによれば、労働は「富の唯一の源泉」であり、労働により「人々は、地球ないし海から、食料、衣服や住居の原料、および他のあらゆる点で快適な生活を手に入れることができる。」また、プリーストリは、職業階層を四つに分割する。「労働者 labourers、他者に土地ないし貨幣に使用を与えることによって生計を立てている地主ないし貨幣保持者、必需品の交換によって生計を立てているトレーダー traders、そして最後に、為政者、宗教、科学、内科医、法曹、兵士、俳優 player などといったような召使 servants」の四つである。その中でも、プリーストリは労働者だけが国富を作り出すことができると明言している。「彼ら [農業者 farmer と製造業者] の仕事だけがおそらく生産的なものであり、国家の富に付け加えることができる⁶⁶」のである。プリーストリによれば、彼らは、「かなりの程度の安全と独立なしには生計を立てることができない」し、「所有の安全について説得しなかったならば、最低限生存することができる

⁶³ Priestley[1801], p.121.

⁶⁴ Priestley[1803], p.225.

⁶⁵ Priestley[1808], p.245. プリーストリは後に次のようにも付け加えている。「所有の獲得に何らかの特権を付け加えることは、勤勉への動機として作用し、勤勉によって所有は獲得され、所有はあらゆる国々の法律によって奨励されなければならない。」(Ibid., p.258.)

⁶⁶ Priestley[1803], Lecture50.

以上のものを獲得しようと努力しない」だろう。

このように労働に基づいた私的所有が制度として成立したとき、国家の利益は増加するとプリーストリは考えていたのであった。

「あらゆる国家の真の利益の観念は、おそらく、それがあつた人物の所有にあると想定することによってより容易に形成される⁶⁷。」

プリーストリは、経済発展を成し遂げるために、労働に基づく所有という平等原則から出発しながら、不平等を正当化する「富裕化の論理」を提示していたのである。この意味で、プリーストリはロックを継承していたと言える⁶⁸。

4. 2 ペイリー

ペイリーの所有の議論は、『原理』第三篇第一章「所有について」の中で展開されている。所有に関する議論をペイリーは鳩の推論から始めている。

「もし、あなたが穀物市場で鳩の一群を見、塊の中にその 99 羽が得た全てのものを集めている - カスやクズ以外、彼らは自分たちのために何にも置いておらず、一羽のためにこの塊を維持している - のを見たとすれば、この一羽がその塊を貪り食い、浪費し、無駄に使っている冬の間ずっと、鳩の一群の中でもっとも弱く、おそらくもっともわるい鳩はその周りに座って、それを見ているだけであろう。もし、残りの鳩よりも頑丈ないし飢えた鳩が、たくわえの少しに手をつけたならば、残りの鳩はすぐにそれに飛びつき、ずたずたに引き裂くだろう。もし、あなたがこの状態を見れば、毎日、人々の中で行われ、作り上げられているもの以上を見ることはないであろう。人々の中で、あなたは 99 人が一人のためにたくさんの余剰を作り出すことを間断なくやり遂げ、競争しているのを見る。その間、彼らは自分たちのために何も得ない。だが、彼らの勤勉が作り出している貯蔵品のもっとも粗悪なものの少量を手に入れるのである。全ての労働の成果が浪費され、奪われている間、彼らはそれをそっと見ている。そして、彼らの一人が貯蔵品の一部を奪おうとしたり、手をつけようとしたらすれば、他の人々は、彼に敵対する行動をとるであろうし、彼を窃盗の罪で絞首刑にするであろう⁶⁹。」

ペイリーの鳩の推論は、現状を認識するための手段ないしレトリックとして用いられていた。ペイリーは鳩の推論の直後に「非常に逆説的で非自然的である・・・制度を詳しく論じるいくつかの非常に重要な利点があるに違いない」と論じ、現状の制度を吟味する必要

⁶⁷ Priestley[1801], p.175.

⁶⁸ ロックの「富裕化の論理」については、生越利昭[1991]、144 - 163 頁を参照。

⁶⁹ Paley[1785], p.63-64.

性を説いた⁷⁰。

ペイリーは私的所有を正当化する論理を提供していたことは事実である。私的所有は、土地の生産性を上昇させ、一般に土地所有者間の争いを除去し、分業を通しての「生活の快適さ」を改良する装置である。様々な制度の中で、「明らかかつ非常に大きな過剰をもつ所有権の好みに勝るに違いない」とペイリーは結論を下している。事実上、ペイリーは社会の便宜性に基づいてその制度を正当化しているのである。

しかしながら、私的所有は便宜性からのみ正当化されているわけではなかった。「地球の生産物が人々の使用に用いられることは神の意図である」とペイリーは論じた。そして、この神の意図をかなえるためには「所有権を制定することなしに達成されることはできない。それゆえ、所有権の創設は神の意図と矛盾しない⁷¹。」所有権は結果的に自然法によって保護される。だから、「人は法が維持したり、持ったりすることを容認するあらゆるものを維持したり、持ったりする権利を持っている。様々な場合において、それはもっとも極悪非道な詭弁を権威付けるだろう。」このように、ペイリーは無限所有を批判し、私的所有を制限したのである。それによって、「全一族全ての中でもっとも弱く、ひどいひとりの人⁷²」に特別な地位と、他の 99 人がせつせと働くことを認めた。ペイリーは私的所有を正当化しながらも、自然法による所有の制限があり、所有の余剰部分は共同体ないし教区の中で正当に分配されることを望んでいたのであった。

5. むすび —— 結論にかえて

これまで見てきたように、プリーストリとペイリーの両者はキリスト教信仰を重んじ、信仰により幸福を達成することを目指していた。その幸福は、現世においてだけでなく、来世においても達成できると両者は信じていた。社会の幸福を追求したという意味において彼らは同じ立場を採用していたのである。しかしながら、社会全体を幸福にする経路が異なっていたのである。プリーストリは、個人の自律ないし自立を、ペイリーは教区などのコミュニティーを強調していたのである。特に貧民救済や所有の側面に両者の典型的な違いを見出すことができるのは、本論で示した通りである。

以上のように、ユニテリアンの牧師であり、アカデミーの教壇に立ったプリーストリと国教会の聖職者であり、ケンブリッジ・ユニバーシティの教壇に立ったペイリーの立場はかなり異なる様相を帯びている。この問題をマルサスにまで拡大して展望すれば、以下のような視点が可能になるように思われる。周知のように、マルサスは幼少時代にユニテリアン教育を受け、後に国教会の聖職者となり、ケンブリッジ大学の教壇に立つこととなる。

⁷⁰ Paley[1785], p.64.

⁷¹ Paley[1785], p.70.

⁷² Paley[1785], p.63.

この異なる宗派の中で受けた思想的影響が彼の思想にいかなる形で反映されているか、また、彼の経済学にどのような影を落としているのか、その関係をたどることは非常に興味ある問題である。ちなみに、ウィンチはマルサスを神学的功利主義者と明確に規定している⁷³。しかし、マルサスがプリーストリやペイリーのような神学的功利主義者からどのような影響を受けたのかはまだ明らかにされていないように思われる。さらに、マルサスの思想の中にユニテリアンと国教会の宗教的な対立がどのように影響を与えているかという問題もウォーターマンが提唱する「キリスト教経済学」という観点から見て興味ある問題である。

⁷³ ウィンチ[1992]、51-53頁。

参考文献

- Paley, William [1785] *The Principles of Moral and Political Philosophy*, Liberty Fund(rep. 2002). (なお、同書は <http://oll.libertyfund.org/index.php> からまったく同じものをダウンロードすることができる)
- Priestley, Joseph [1768] *An Essay on the First Principles of Government*, 2nd ed.1771, in *Theological and Miscellaneous Works of Joseph Priestley*, ed. with notes by Rutt. J. T., Bristol, 1831(rep. 1999), vol.22.
- Priestley, Joseph[1772 - 1774]*Institutes of Natural and Revealed Religion*, the Edition of 1782, in *Ibid*, vol.2.
- Priestley, Joseph[1787a] *An Account of a Society for Encouraging the Industrious Poor*, in *Ibid*, vol.25.
- Priestley, Joseph[1787b]“The Duty of Not Living to Ourselves” in *Discourses on Various Subjects, Including Several on Particular Occasions*, in *Ibid*, vol.15.
- Priestley, Joseph[1790] *Familiar Letters, Addressed to the Inhabitants of Birmingham*, in *Ibid*, vol. 19.
- Priestley, Joseph [1797a] *The Case of Poor Emigrants, Recommended*, in *Ibid*, vol.16.
- Priestley, Joseph [1797b] *Observations on the Increase of Infidelity*, 3rd ed., in *Ibid*, vol.17.
- Priestley, Joseph [1801] *Letters to The Inhabitants of Northumberland And Its Neighbourhood*, 2nd ed., in *Ibid*, vol.25.
(当該書は『第一原理』および『講義』を敷衍しているとプリーストリーは論じている。 p. 124.)
- Priestley, Joseph [1803] *Lectures on History and General Policy*, in *Ibid*, vol.24.
(初版は1788年バーミンガムで出版された。同年、ダブリンでも出版される。)
- Priestley, Joseph [1805] *Letters to the Bishops upon the Subject of the Controversy with Dr. Horsley*, in *Ibid*, vol.25.
- Priestley, Joseph [1832] *Life and Correspondence, 1787-1804*; in *Ibid*, vol.1, part2.
- Locke, John [1690] *Two Treatises of Government*, ed. by Laslett, P., Cambridge, 1960.
- Canovan, Margaret[1983] “Paternalistic Liberalism – Joseph Priestley on Rank and Inequality” in *Enlightenment and Dissent*, 2.
- Canovan, Margaret [1984] “The Un-Benthamite Utilitarianism of Joseph Priestley” in *Journal of the History of Ideas*, 45.
- Cowherd, Raymond G. [1977] *Political Economists and English Poor Laws*, Ohio

- University Press: Athens.
- Crimmins, J. E. [1989] “Religion, Utility and Politics: Bentham versus Paley” in *Religion, Secularization and Political Thought*, ed. by J. E. Crimmins, Routledge: London and New York.
- Dickinson, H. T. [1977] *Liberty and Property: Political Ideology in Eighteenth-Century Britain*, Methuen. 田中秀夫監訳、中澤信彦他訳『自由と所有 - 英国の自由な国制はいかにして創出されたか』ナカニシヤ出版、2006年。
- Fitzpatrick, Martin [2007] “Joseph Priestley, Political Philosopher” in *Joseph Priestley, Scientist, Philosopher, and Theologian*, ed. by Isabel Rivers and David L. Wykes, Oxford University Press.
- Kramnick, Issac [1977] *The Rage of Edmund Burke*, Basic Book: New York.
- LeMahieu, D. L., [1976] *The Mind of William Paley: A Philosopher and His Age*, University of Nebraska Press: Lincoln and London. (今回論じたペイリー論の多くは同著から得られた)
- Mudroch, Vilem [2001] “Joseph Priestley on morals and economics”, in *Enlightenment and Dissent*, 20.
- Scarre, Geoffrey [1995] *Utilitarianism*, Routledge.
- Sen, Amartya [1987] *On Ethics and Economics*, Blackwell. 徳永澄憲、松本保美、青山治城訳『経済学の再生 - 道徳哲学への回帰』麗澤大学出版会、2002年。
- Waterman, A. M. C. [2004] *Political Economy and Christian Theology Since the Enlightenment*, Palgrave Macmillan.
- ウィンチ[1992]『マルサス』(久保芳和・橋本比登志訳) 日本経済評論社。
- 生越利昭[1991]『ジョン・ロックの経済思想』晃洋書房。
- 久保田頭二[2005]「第七章 功利主義の台頭」寺中平治・大久保正健編『イギリス哲学の基本問題』所収、研究社。
- 田中正司[2005]『新增補 ジョン・ロック研究』御茶の水書房。
- 永井義雄[1983]「イギリス急進主義の教育理論と実践」、宮本憲一ほか編『市民社会の思想 水田洋教授退官記念論集』御茶の水書房所収。
- 橋本比登志[1989]「W. ペイリーの人口論と経済思想」久保芳和、真実一男、入江奨編著『スミス、リカードウ、マルサス - その全体像理解のために』所収、創元社。
- 半澤孝磨[1961]「フランス革命期のイギリス急進主義政治思想 - 上 - 」『國家學會雑誌』第74巻第3・4号所収、國家學會事務所。
- 松永俊男[1996]『ダーウィンの時代 - 科学と宗教』名古屋大学出版会。
- 八木谷涼子[2001]『知って役立つキリスト教大研究』新潮 OH!文庫。

渡會勝義[2008]『マルサス、リカードゥと同時代の救貧思想』経済学史学会大会報告集 第
72回全国大会所収。